

1. 会議基本情報

会議名：住民説明会（芦清良字）

日時：2026 年 8 月 13 日

2. 決定事項・全体サマリー

- 脱炭素事業（PPP 事業）の再構築：前事業者の撤退を受け、令和 9 年度の交付金活用に向けて 2026 年 12 月までに新事業者との体制整備を決定。
- 水道硬度低減化と料金改定：2027 年 3 月に新施設を完成させ、硬度調整（100 以下）を実施した後に水道料金の引き上げを行う方針を承認。
- 移住・空き家対策の推進：JAC と協定を結び移住検討者の航空運賃 1.5 往復分無料化を実施。空き家改修（上限 200 万円）、解体（上限 50 万円）の補助制度継続を決定。
- 公金不正受給問題の厳格対応：年間 33 万円の返済案では不十分との指摘に対し、町は全額回収を前提とした弁護士交渉を継続。再発防止として電子決裁システムを導入済。
- 生ゴミ再利用による処理費削減：年間 800 万円のコストが掛かっていた液肥化事業を廃止し、代替として生ゴミを民間企業へ無償提供し有機肥料化する委託案の精査を決定。
- フローラルホテルの価格戦略：安易な値上げは避け、現在の宿泊費 5,500 円を維持してサービス向上でリピーターを獲得する方針を決定。適正価格は専門家と継続協議。

3. 議題ごとの詳細議論

議題 1：株式会社の役員構成について

【概要・論点】

町が関与する株式会社の株主および役員構成に関する事実確認。

【主な意見・議論】

- 住民より、株式会社の株主および社長などの役員体制がどのようになっているか質問があった。
- 町側より、町長が社長を務め、副町長、総務課長、企画課長が役員に就任する行政主導の体制であることを説明。

- 以前の振興公社とは異なり、公社解散時の契約上の制約から、民間人を役員に登用することはできない旨を補足した。

【結論】：町長、副町長、各課長を役員とする現在の体制を維持し、民間人の登用は行わない方針を共有した。

議題 2：畑かん施設の賦課金の改定

【概要・論点】

畑かん施設の掛け金改定と、知名町・和泊町間における水道料金体系の統一に向けた調整。

【主な意見・議論】

- 住民より、現在の料金（知名町 2,500 円、和泊町 3,000 円）に対する大幅値上げについて事実確認が求められた。
- 町側より、料金算出の基準が両町で異なるため、即時の料金統一は不可能であると回答。
- 今年度中に賦課金の案を作成し、今年の総代会にて両町間の折衷案のたたき台を提示する方針が示された。

【結論】：即時の料金統一や大幅値上げは行わず、数年かけて両町が歩み寄れる折衷案を今年の総代会から協議していく。

議題 3：脱炭素事業（PPP 事業）の新事業者選定

【概要・論点】

既存事業者の撤退に伴う、新規 PPP 事業者の選定期限と現在の進捗報告。

【主な意見・議論】

- 住民より、新事業者の選定期限および探索のための具体的な活動内容について質問があった。
- 企画振興課長より、事業の最終目標は 2030 年だが、令和 9 年度の交付金を活用するため 2026 年 12 月までに新体制を整える必要があると説明。
- 現在 5 社程度と協議中で、感触の良い 1 社と交渉を進めているが、町が導入予定の特殊なシステム（DGR：分散型電源制御技術）への対応が選定のハードルとなっている懸念が共有された。

【結論】：令和 9 年度からの交付金活用を前提に、2026 年 12 月を目処に有力な 1 社との間で新体制を構築する。

議題 4：水道硬度低減化（軟水化）事業の進捗

【概要・論点】

ポンプ電気代の削減と水質改善を目的とした硬度低減化事業の工事進捗と料金への影響。

【主な意見・議論】

- ・ 町内に 8 箇所の水源地がありポンプアップの電気代が年間 3,000 万円発生しているため、大山付近に新たな水源地と施設を建設して自然流下させる計画を報告。
- ・ 日量 1,500t を確保できる第 3・第 4 水源の開発が完了し、2027 年 3 月の完成に向けて本体工事を開始した。
- ・ 完成後、2～3 か月かけて現状の硬度（250）を、厚労省推奨の「美味しい水」の基準である硬度 50～100 に調整する。
- ・ 施設稼働および水質改善の対価として、完了後に水道料金が引き上げられることへの理解が求められた。

【結論】：2027 年 3 月に施設を完成させ、2～3 ヶ月の水質調整期間を経て軟水化を実現した後、水道料金の引き上げを実施する。

議題 5：公金不正受給問題の和解案と再発防止策

【概要・論点】

不正受給事件の被害額の回収方法と、役場内における業務フローの抜本的改善。

【主な意見・議論】

- ・ 住民より、年間 33 万円の返済額では数千万円の全額回収は不可能であり、生命保険の受取人を町に指定する等の強力な抑止策が必要との指摘があった。
- ・ 町長より、過去の判例から全額回収の難しさは認識しているが、町としては全額返還させる意思で弁護士を通じた交渉を継続すると回答。
- ・ 本件は「引き出し内の課長印の無断使用」が原因であったため、再発防止策としてパスワード認証を伴う「電子決裁システム」を既に導入し、本人以外が決裁できない仕組みを構築したことを報告。

【結論】：弁護士を通じた全額回収に向けた交渉を継続する。再発防止策として導入済みの電子決裁システムの厳格運用を徹底する。

議題 6：台風接近時の避難所利用状況

【概要・論点】

直近の台風 7 号および 13 号接近時における公民館（避難所）の利用者数の実績報告。

【主な意見・議論】

- 住民より、避難指示発令時に実際に公民館を利用した人数の開示要請があった。
- 町側より、避難対象 10 箇所に対して 1 日目は 39 名、3 日間トータルで 119 名が避難した実績を報告。
- 詳細な数値データについては、町の公式ホームページでも公開している旨を共有した。

【結論】：3 日間で計 119 名の避難所利用実績があったことを報告。

議題 7：空き家対策と移住定住促進の取り組み

【概要・論点】

空き家バンクの活用推進、移住者向けの航空券補助、および改修・解体補助の現状。

【主な意見・議論】

- 町側より、日本エアコンピューター（JAC）との連携協定により、移住検討者の航空運賃を 1.5 往復分無料にする支援策を開始したことを報告。
- 移住者への貸し出しを目的とした空き家改修費用として上限 200 万円を補助する制度を実施しているが、今年度の予算枠は既に消化済みであると説明。
- 危険空き家の解体費用については、年間予算 200 万円の範囲内で上限 50 万円の補助を実施中であることを回答した。

【結論】：JAC 連携による航空券補助と、改修（上限 200 万円）・解体（上限 50 万円）の補助制度を継続し、移住定住を促進する。

議題 8：町道におけるセンターラインの引き直し

【概要・論点】

総合グラウンド周辺等、町道のセンターライン消失に伴う交通事故防止対策。

【主な意見・議論】

- ・ 住民より、センターライン消失が原因で優先道路の判別がつかず事故が多発している交差点があり、早急な引き直しを求める要望があった。
- ・ 建設課長および町長より、予算上全線の即時対応は困難であるものの、危険箇所や事故多発交差点を優先的にピックアップして白線工事を実施する方針を回答した。

【結論】：建設課にて危険箇所を選定し、交差点付近を中心とした優先的なセンターラインの引き直し工事を実施する（担当：建設課）。

議題 9：フローラルホテルの宿泊費設定と経営改善

【概要・論点】

フローラルホテル存続に向けた宿泊価格設定と、ターゲット層（ビジネス客）へのアプローチ。

【主な意見・議論】

- ・ 住民より、収益改善のためビジネス客から確実に利益を取れるよう、宿泊費を 1.5 倍程度に値上げすべきとの提案があった。
- ・ 町側より、ホテルの利用客はビジネスマンが大半であり観光客は約 2 割に留まっている現状を説明。
- ・ 過去にレベニューマネジメント（繁忙期値上げ）を導入した際、隣接町の安価な施設へ顧客が流出した失敗事例を共有した。
- ・ 開設 30 周年を機に宿泊費を 5,500 円に設定し、サービス向上によるリピーター獲得を優先する方針を説明。

【結論】：短期的な値上げは行わず、宿泊費 5,500 円を維持して顧客満足度の向上を図る。中長期的な適正価格については会計士等の専門家と継続協議する。

議題 10：ゴミ処理費用の削減と生ゴミの有機肥料化

【概要・論点】

高騰するゴミ焼却費用の削減策として、生ゴミの分別強化と民間企業への処理委託の検討。

【主な意見・議論】

- ・ 住民より、焼却コストを削減するため、町民に対する厳密なゴミ分別ルールの適用が必要ではないかとの提案があった。
- ・ 町側より、以前実施していた生ゴミの液肥化事業は、年間 800 万円のコストに対して利益が 50 万円しかなく、採算が取れないため今年から廃止したと報告。
- ・ 代替策として、民間企業から「生ゴミを自社回収して有機肥料化したい」との申し出があり、行政のスリム化（民営化推進）の観点から前向きに検討していると説明。現在、同企業の信用・技術力を精査中。
- ・ 大崎町のような町民への厳密な分別要求は、理解を得るまでに時間を要するため継続的な啓発課題とする。

【結論】：生ゴミの有機肥料化について、申し出があった民間企業への無償提供・処理委託を第一候補として精査を進める。町民への分別強化は長期的な継続課題とする。

議題 11：区長会内容の町民への周知方法

【概要・論点】

区長会で議論された重要事項を、町民全体へ漏れなく情報共有するための仕組み作り。

【主な意見・議論】

- ・ 住民より、区長会で議論された内容を知る術がないため、町民へ周知する仕組みを設けてほしいとの要望があった。
- ・ 町側より、運用ルールとして区長会で配布された資料等は、翌日の組長会を通じて各家庭に配布する伝達フローとなっている旨を説明。
- ・ 加えて、情報公開の一環として 4 月 27 日からは町のホームページにも区長会の内容を掲載していることを報告した。

【結論】： 組長を通じた紙面での伝達フローの徹底に加え、町ホームページでの議事内容の継続的な公開により情報周知を図る。